1ページ

広域的な自転車通行環境整備事業計画

2022年8月策定、2023年11月一部更新、2024年３月一部更新

大阪府、京都府、大阪市、堺市

2ページ

整備目的・考え方・計画期間

１．整備目的

2025年大阪・関西万博の開催を契機に、国内外からの多くの来訪者が安全、快適に府内各地を周遊できる環境の整備に向けて、広域的な自転車通行環境の充実を図ることを目的とする。

また、本計画は平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献するものである。

（図の説明）

関係する持続可能な開発目標のロゴを図示。

２．整備の考え方

既存の大規模自転車道等を活用し、広域的に安全、快適に移動できるルート（基幹ルート）を設定し、自転車通行空間の整備や府内統一的な案内サイン等の設置を行う。

（図の説明）

基幹ルート、地域ルートを図示。

・基幹ルートは、広域にわたり都市間を結ぶ骨格となるルート。（空港や駅、大都市と目的地を結び、安全・安心に移動できる。）

・地域ルートは、（基幹ルート周辺の）地域のルート。（基幹ルートから離れているビューポイントなど、隠れた地域資源を楽しめる。）

３．計画期間

本計画の期間は2025年大阪・関西万博の開催時期を見据え、2025年度までとし、必要に応じ、計画の見直しを行う。

ただし、計画期間以降も段階的なネットワークの拡大に向け、検討・調整を行う。

3ページ

整備対象ルート

４．整備対象ルート

「大阪・関西万博に関連するインフラ整備計画」に位置付けられている淀川左岸サイクルロードや（仮称）大和川サイクルライン（堺市区間）と連携し、整備の目途が立ったルートを2025年までに優先的に整備するルートとして設定する。

（表の説明）

淀川リバーサイドサイクルライン

・主な構成路線は淀川左岸サイクルロード、北大阪サイクルライン（淀川沿い）、北河内サイクルライン（淀川沿い）。

・延長は約50キロメートル。

・うち優先整備ルートは約50キロメートル。

大和川リバーサイドサイクルライン

・主な構成路線は(仮称)大和川サイクルライン（堺市区間）、(仮)南港自転車道、大和川ヘルスストリート、南河内サイクルライン（大和川沿い）。

・延長は約25キロメートル。

・うち優先整備ルートは約25キロメートル。

石川リバーサイドサイクルライン

・主な構成路線は南河内サイクルライン（石川沿い）。

・延長は約15キロメートル。

・うち優先整備ルートは約15キロメートル

大阪ベイサイドサイクルライン

・延長は約50キロメートル。

・うち優先整備ルートは約30キロメートル。

注　整備対象ルートおよび延長については協議状況により変更となる場合があります。

検討中エリアは、引き続き課題の解決に向けた検討・調整を行い、段階的にネットワークの拡大を図る。

（図の説明）

優先整備ルート、拠点施設・休憩施設、検討中エリア、その他の大規模自転車道を図示。

注　2024年３月27日時点

注　国土地理院地図を加工して作成

4ページ

一般道路における自転車通行空間の整備方針

整備形態の選定は、都市部や山間部などの地域特性も考慮し、各整備主体における既存の整備形態の選定フローを活用することを基本とする。

一般道路における整備形態（例）

・自転車道（自転車と歩行者及び自動車を構造的に分離）

（図の説明）

自転車道の断面構成イメージを図示。

　出典　国土交通省

（写真の説明）

自転車道の整備事例を写真に示す。

・自転車通行帯（自転車と自動車を視覚的に分離）

（図の説明）

自転車通行帯の断面構成イメージを図示。

　出典　国土交通省

（写真の説明）

自転車通行帯の整備事例を写真に示す。

・矢羽根型路面表示（車道混在にて矢羽根表示）

（図の説明）

車道混在の断面構成イメージを図示。

（写真の説明）

車道混在の整備事例を写真に示す。

・自転車歩行車道（歩道内に自転車と歩行者を視覚的に分離）

（図の説明）

視覚分離のイメージを図示。

（写真の説明）

視覚分離の整備事例を写真に示す。

5ページ

河川空間における自転車通行空間の整備方針

自転車歩行者専用道路等は自転車と歩行者の接触を防止するために、自転車と歩行者の分離対策（構造分離または視覚分離）や走行位置の明示を検討する。

河川空間における整備（例）

（写真の説明）

北河内サイクルライン（淀川河川堤防天端を活用した自転車歩行者専用道路）を写真に示す。

（写真の説明）

自転車通行位置の明示の例（東京都・府中市）を写真に示す。

構造分離・視覚分離による安全対策案

（図の説明）

構造分離・視覚分離による安全対策の断面構成イメージを図示。

注　十分な幅員が確保できる場合、現場状況を踏まえ、河川管理者、交通管理者と個別協議により詳細な仕様を決定

走行位置の明示による安全対策（標準仕様）

（図の説明）

走行位置の明示による安全対策の断面構成イメージを図示。

注　現場状況や河川管理者、交通管理者の意見を踏まえ、対策を実施

6ページ

自転車通行空間の整備仕様

一般道路における自転車通行空間を新たに整備する場合、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に基づき整備する。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月国土交通省道路局、警察庁交通局）、における矢羽根型路面表示の標準仕様

（図の説明）

ガイドラインに掲載されている仕様を図示。

「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領」（平成29年3月大阪府道路交通安全推進連絡会議）の標準仕様

（図の説明）

実施要領に掲載されている仕様を図示。

7ページ

案内看板等の整備方針

基幹ルートには、自転車走行における安全性や快適性を向上させるために、大阪府・大阪市・堺市で統一の整備方針に基づき、案内看板等を設置する。

案内看板等の整備方針

（表の説明）

案内機能

・ナンバー1、経路案内、設置箇所はルート全線（分岐部）、形式は看板かつ路面表示（注1）

・ナンバー2、距離案内、設置箇所はルート全線（単路部：5キロメートル間隔）、形式は看板かつ路面表示（注1）

・ナンバー3、周辺施設案内、設置箇所はルート沿線の観光施設や拠点等への分岐部等（注2）、形式は看板（注1）

・ナンバー4、コースライン、設置箇所は迂回路やルートが分かりにくい箇所（河川の高水敷と堤防天端等）、形式は路面表示

・ナンバー5、コースマップ、設置箇所はルート沿線の観光施設や拠点等（注3）、形式は看板

・ナンバー6、地域ルート案内、設置箇所は地域ルートへの分岐部等（注3、注4）、形式は看板（注1）

明示機能

・ナンバー7、自転車通行位置明示、設置箇所は河川管理用通路等（大規模自転車道として位置付けられている自転車歩行者専用道路を含む）、形式は路面表示

警戒（自転車への注意）機能

・ナンバー8、注意・徐行・止まれ、設置箇所は注意喚起が必要な交差点等（注5）、形式は看板または路面表示

・ナンバー9、危険箇所（急勾配・狭小幅員）、設置箇所は注意喚起が必要な危険個所等（注5）、形式は看板または路面表示

・ナンバー10、自転車歩行者道上の走行注意、設置箇所は既存の自転車通行環境が整備された自転車歩行者道（注5）、路面表示

・ナンバー11、その他、河川管理用通路を走行する際の注意喚起、設置箇所は河川管理用通路等の車止め（注5）、形式は看板（車止に添架）

警戒（自動車への注意）機能

・ナンバー12、幅寄せ注意、設置箇所は自動車交通量が多く車道混在の区間、ルートと交差する道路が他車線道路である交差点等（注5）、形式は看板

・ナンバー13、横断自転車への注意、設置箇所は信号のない交差点で特に注意喚起が必要と判断される交差点（注5）、形式は看板

警戒（歩行者への注意）機能

・ナンバー14、自転車注意、歩行者交通量が多く、見通しが悪い区間等（注5）、形式は看板

（図の説明）

各内容の表示レイアウトのイメージ等を図示。

1. 河川管理用通路等、または道路の管理施設上、看板（柱シート含む）の設置が困難な区間については、路面表示のみの設置を検討する。
2. 施設規模等により各道路管理者で案内の必要性を判断。
3. 市町村等の取組み内容に応じ、必要性を判断。
4. 地域ルート案内を設置する際は、基幹ルートがわかりづらくならないように、設置箇所付近に経路案内を設置することなどについて検討する。
5. 現地状況に応じ、必要箇所は各道路管理者で検討。
6. 警戒看板（ナンバー8～14）の整備方針は参考として取り扱う。

8ページ

案内看板等の標準仕様

案内看板等について共通の標準仕様を策定し、大阪府内全域で統一感を持たせる。

案内看板等の仕様は、ナショナルサイクルルートの路面表示・案内看板の要件を満たすように設定する。

将来的にロゴマークを入れることのできるスペースとしてピクトサインを記載する。

案内表示の事例

（写真の説明）

案内サイン設置事例を写真に示す。

注　写真出典：国土交通省ホームページ（太平洋岸自転車道）

ロゴマークについて

（図の説明）

ロゴマーク使用のイメージを図示。

案内看板等の標準仕様

（表の説明）

・色は案内は青色系、警戒はオレンジ色系を基本。

・フォントは案内は丸ゴシック体、警戒はゴシック体。

・寸法・設置位置は次項以降に記載。

・看板の設置高さは1.5メートル。

参考　ナショナルサイクルルート指定要件（一部抜粋）

（表の説明）

・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置されていること

　・単路部：概ね5kmごと

　・分岐部：必要箇所全箇所。

・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置されていること　（ただし、河川区域などで設置できない場合は除く）

　・単路部：概ね5kmごと

　・分岐部：必要箇所全箇所

9ページ

「経路案内」の整備仕様

「経路案内」看板・路面表示の寸法

（図の説明）

「経路案内」看板・路面表示の寸法を図示。

「経路案内」設置位置

（図の説明）

「経路案内」設置位置を図示。

「経路案内」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（経路案内）。

・表示内容は方向を示す矢印、分岐までの距離、ピクトサイン、サイクルルート名。

・設置箇所は分岐点等で迷いやすい交差点に、看板及び路面表示による案内を各3箇所（予告、分岐手前、分岐直後）。

　注　分岐部（予告）と分岐部（直後）については分岐部（交差点）の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

10ページ

「距離案内」の整備仕様

「距離案内」看板・路面表示の寸法

（図の説明）

「距離案内」看板・路面表示の寸法を図示。

「距離案内」設置位置

（図の説明）

「距離案内」設置位置を図示。

「距離案内」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（距離案内）。

・表示内容は方向を示す矢印、起終点名、起終点までの距離、ピクトサイン、サイクルルート名。

・設置箇所は単路部に一定間隔（約5キロメートル間隔）で設置。

　注　起終点名については検討中エリアの調整状況を踏まえて検討。

11ページ

「周辺施設案内」の整備仕様

「周辺施設案内」看板の寸法

（図の説明）

「周辺施設案内」看板の寸法を図示。

「周辺施設案内」設置位置

（図の説明）

「周辺施設案内」設置位置を図示。

「周辺施設案内」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（周辺施設案内）。

・表示内容は周辺施設名称（ピクトグラム併用）（注　当該基幹ルートから概ね3キロメートル圏内（10分程度の走行）に位置する施設を案内の対象とする。）、周辺施設までの距離。

・設置箇所は単路部に一定間隔（約5キロメートル間隔）で設置。なお、ルート上に当該施設がない場合は、分岐点となる交差点に経路案内を設置。

　注　分岐部（予告）と分岐部（直後）については分岐部（交差点）の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

12ページ

「コースライン」・「コースマップ」の整備仕様

「コースライン」路面表示の寸法

（図の説明）

「コースライン」路面表示の寸法を図示。

「コースライン」設置位置

（図の説明）

「コースライン」設置位置を図示。

「コースライン」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（コースライン）。

・表示内容はコースライン。

・設置箇所は河川ルート上などにおいて、迂回が必要で案内表示（路面表示等）による経路案内のみでは分かりにくい箇所に設置。

「コースマップ」設置位置

（写真の説明）

「コースマップ」の設置事例を写真に示す。

　「コースマップ」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（コースマップ）。

・表示内容はコースマップ。

・設置箇所はルート沿線の観光施設や拠点等の敷地内。

13ページ

「地域ルート案内」の整備仕様

「地域ルート案内」看板の寸法

（図の説明）

「地域ルート案内」看板の寸法を図示。

「地域ルート案内」設置位置

（図の説明）

「地域ルート案内」設置位置を図示。

「地域ルート案内」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は案内（地域ルート案内）。

・表示内容は地域ルート名（注　基幹ルートと接続する地域ルートを案内の対象とする。）、地域ルートまでの距離、方向を示す矢印、分岐点までの距離。

・設置箇所は地域ルートへの分岐部となる交差点等に設置。

　注　分岐部（予告）と分岐部（直後）については分岐部（交差点）の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

14ページ

「自転車通行位置明示」の整備仕様

「自転車通行位置明示」路面表示の寸法

（図の説明）

「自転車通行位置明示」路面表示の寸法を図示。

「自転車通行位置明示」設置位置

（図の説明）

「自転車通行位置明示」設置位置を図示。

「自転車通行位置明示」表示内容、設置箇所等

（表の説明）

・機能は明示（自転車通行位置明示）。

・表示内容は自転車通行位置、歩行者通行位置。

・設置箇所は構造分離または視覚分離されていない河川区域内の自転車歩行者専用道路等でルートの単路部に一定間隔（目安として500メートル間隔）に設置。

参考　道路構造令における各モードの占有幅の考え方

（図の説明）

道路構造令における各モードの占有幅を図示。

注　出典：国土交通省ホームページ

　左記を踏まえ、幅員4.0メートル未満の場合は、現地の通行実態等も踏まえ、注意喚起標識等の設置を合わせて検討する。

参考　既存の実施事例（住吉八尾線）

（写真の説明）

既存の路面表示の設置事例を写真に示す。

　既存で施工済みの区間がある場合は既存の路面表示のルールも含め、交通管理者と協議する。

15ページ

参考　警戒看板等のレイアウト参考図

　路面表示・看板の寸法

（図の説明）

警戒機能の看板・路面表示の寸法を図示。

16ページ

参考　警戒看板等の整備（イメージ）（１）

「注意・徐行・止まれ」の設置（イメージ）

（図の説明）

「自動車注意」の設置（イメージ）を図示。

　　右折車両との接触事故が懸念される信号の交差点。

「幅寄せ注意」の設置（イメージ）

（図の説明）

「自転車注意」の設置（イメージ）を図示。

　　大型車交通が多く幅員の狭い車道混在区間。

「危険個所」の設置（イメージ）

（図の説明）

「幅員注意」の設置（イメージ）を図示。

　　橋梁など構造物区間で幅員が狭小となる箇所（幅員狭小）。

「横断自転車注意」の設置（イメージ）

（図の説明）

「自転車注意」の設置（イメージ）を図示。

　　ルートに合流する見通しの悪い信号のない交差点。

注　本資料は設置箇所の（イメージ）であり、各道路管理者で必要箇所を判断。

17ページ

参考　警戒看板等の整備（イメージ）（２）

「コースライン」の設置（イメージ）

（図の説明）

「コースライン」の設置（イメージ）を図示。

　　堤防天端から高水敷に移動するスロープ。

　　注　国土地理院地図を加工して作成

「自転車歩行者道上の走行注意」の設置（イメージ）

（図の説明）

「車道寄りをゆっくり」の設置（イメージ）を図示。

　　幅員が広く自転車の走行速度が速い区間。

「河川管理用車両の注意喚起」の設置（イメージ）

（図の説明）

「河川管理用車両が通ります」の設置（イメージ）を図示。

　　河川管理用車両が通行する河川管理用通路。

　注　本資料は設置箇所の（イメージ）であり、各道路管理者で必要箇所を判断